

第一回 參議院財政及び金融委員會會議錄第三十六号

付託事件

- 酒類配給公團法案(内閣提出)
- 物價引下運動促進に関する陳情(第九号)
- 製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)
- 織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)
- 少額預金及び各種團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)
- インフレ防止に関する陳情(第七十一号)
- 電氣稅復活反對に関する請願(第四十三号)
- 會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 低物價政策上官營事業料金の値上げ反對に関する陳情(第九十号)
- 連合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)
- 賠償稅の新設に関する請願(第一百八号)
- 中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第三百三十八号)
- 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第二百四十号)
- 中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三号)
- 會計検査人法制定に関する請願(第二百二二号)
- 失業保險特別會計法案(内閣送付)
- 非難災者特別稅に関する陳情(第三百三十一号)
- 政令第七十四号中憲法違反の條項に

關於請願(第二百五十七号)

- 自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)
- 戦死者遺族を非難災者特別課税外とすることに関する陳情(第三百八十一号)
- 庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)
- 通貨発行審議會法案(内閣送付)
- 經濟力集中排除法案(内閣送付)
- 物品稅免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)
- 今次日立鉾山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百十二号)
- 金屬鉾山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに関する陳情(第四百十五号)
- 戦死者遺族を非難災者特別稅の課税外とすることに関する陳情(第四百十八号)
- 企業整備に関する陳情(第四百十九号)
- 自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)
- 旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)
- 生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)
- 庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十一号)
- 木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)
- 天日製塩実施に関する陳情(第四百六十二号)
- 金融機關再建整備法の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)
- 自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十一号)
- 企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六号)
- 物品稅免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)
- 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 物納せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)
- 所得稅法の一部を改正する等の法律案(内閣送付)
- 非難災者特別稅法案(内閣送付)
- 昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租稅の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する等の法律案(内閣送付)
- 印紙等模造取締法案(内閣送付)
- 持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 接收家屋の地租家屋稅等に関する請願(第五百八号)
- 經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに関する請願(第五百三十六号)
- 政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣送付)
- 財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣送付)
- 金融機關再建整備法の一部を改正す

る法律案(内閣送付)

- 竹材加工業に関する陳情(第五百八十五号)
- 政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣送付)
- 北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のため一時手当の支給に関する法律案(内閣送付)
- 昭和二十二年十一月二十二日(土曜日)午前十一時十一分開會
- 本日會議に付した事件
- 企業再建整備法等の一部を改正する法律案
- 企業再建整備法の一部を改正する法律案
- 政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律案
- 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案
- 所得稅法の一部を改正する等の法律案
- 非難災者特別稅法案
- 昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租稅の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案
- 印紙等模造取締法案
- 委員長(黒田英雄君) それではこれより委員會を開会いたします。先づ企業再建整備法等の一部を改正する法律案並びに企業再建整備法の一部を改正する法律案、この二つを議題にいたしまして、御質問のおありの方はお願いいたします。御質問しますが、先日の提案理由の

御説明の中に、第二として、特別整理

會社の整備計画の法律的効力を強化して、当該會社の株主、債權者、第二會社の株主等を拘束することとしたという御説明があつたのですが、それはどういうことを意味しておられるのであります。法律の効力を強化する……。

○政府委員(伊原隆君) お手許にございます企業再建整備法等の一部を改正する法律案の要旨の第九と第十をちよつと御覽願いたいと思ひます。要綱の方です。條文で申しますと十一頁の第二十九條と第二十九條の二でございます。これについて御説明申し上げます。と、整備計画の認可を受けましたとき、特別整理會社のその内容は、特別整理會社の株主、第二會社の發起人、株式引受人及び株主並びに特別整理會社の債權者は、その整備計画の定めにより拘束せられないようになる。それから要綱の十にございまして、例へば旧債權の條件變更の定めをいたします、例へば五分で借りておりましたものを三分なら三分に改め、且つ期限を延ばすというやうな旧債權の條件の變更をいたしました。認可を受けました場合には、その定めが債權者、債務者を拘束する、こういう規定でございまして、只今の現行法はどうなつておるか、と申上げますと、現行法におきましては、整備計画で定めましては、拘束力がございますので、例へば債權の條件變更などいたします場合には、債權者と債務者との間で互いに協定をいたしますが、互いに同意が成り立たな

いときでないことに相成つておるのを、整備計画で決めた場合におきましては、これが第三者をも拘束するといふ意味であります。

○委員長(黒田英雄君) それでは整備計画の認可基準について先日資料を要求したのですが、まだ参つておりませんから、政府委員からそれについて一つ説明して貰つたらどうかと思ひます。

○政府委員(伊原隆雄君) まだ印刷が遅れておりまして申訳ないのであります。後程お手許に必ずお届け申し上げますから……内容につきましては御説明を申し上げさせていただきます。それは企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準というものでございまして、これは企業再建整備法によります整備計画の中で、経理に関する事項を認可いたします場合に、大体次のような方針で認可をするという基準でございます。これは新聞にも発表いたしましたし、会社の人に知つて貰ひまして、そうして会社が整備計画を立てます場合の参考にしたという趣旨でございます。

先ず第一に、御存じのように整備計画では、その会社が存続をするのか、それと解散をするのかという点、並びに資産の処分はどういうふうにするのかという点を決めなければならぬ。第一にいふゆる独占禁止法の規定によりまして規定されておる持株会社は、独占禁止法の趣旨に従つて解散をしなければならぬ。ただ持株会社では、有價証券の外に資産を持つております場合には、その資産で以て第二会社を建てるといふことは差支がないというのが

第一点でございます。

第二点におきまして、主たる事業を外地をも含みます外國で営んでおります会社は、原則として解散するといふことが適當である、併しながら外地において主たる事業を営んでおられますも、内地にある資産で事業を継続するといふふうなことができまう場合にはおきましては、その内地にありまう資産で第二会社を建てまして、内地の事業を進めて行くといふ方針にいたしております。

それから第三に、これは當然のことでございますが、会社の事業が経理的に非常に不健全であると明らかに認められないような場合におきましては、会社が存続するか、解散するかということは、会社の隨意に認める、整備計画で定めて来た通りに認めるということとであります。

それから第四点としましては、会社の解散又は資産処分につきましては、その結果他の企業について独占を生じないように適當な処置を取らなければならぬ、それから会社が資産の一部を処分したり、又は資産の一部を第二会社を立てます場合には、存続する外の会社は残余の資産によつて独立して堅実に事業を営み得るだけの資産内容を持つていなければならぬといふふうな、これは當然のこととありますが、第一に存続、解散及び資産の処分に関する方針といたしまして、これだけの点を掲げております。

第二点は資本の構成の問題でございますが、これは特別整理会社又はその第二会社の資本金額は、固定資産と通常固定すべき運轉資金の合計を下らない額を標準として、できるだけ資本金

額を調整する、これが相當にいろいろむずかしい問題になつておるのであります。要するに我が國の会社は借入金依存が非常に多過ぎるという建前である、従つて固定資産と通常固定すべき流動資産の合計額を下らない程度の資本金にしなければならぬといふことが第二点の点であります。

それから第三点は資本の増加の問題でございますが、これは第一に資本増加の原則としまして、新株はすべて全額拂込の株式にするといふことにいたしております。御存じのように未拂込の制度というのは、商法上はございますが、今後運用としては認めて行かないといふ方針にいたしております。これはすでに実行いたしておりました、例えば資金調整法で会社の新設、増資等を認めます場合におきましては、未拂込の株の発行というのを認めないような方針にいたしておるわけでありました。

それから第二に無議決権株の発行といたすのは、株主又は債権者である金融機関に対する割当の場合を除いては、原則として無議決権株の発行は認めないといふ考えであります。而も無議決権株を發行いたします場合は、御存じのように商法の原則に従ひまして、資本の四分の一を超えないようにするといふことにいたしておるわけでありました。

それからその次の点は非常に面倒な点であります。先般も申し上げましたように増資新株を割当するといふ場合には、原則として増資新株はその会社の株主に割当するといふのが當然でございますが、その場合におきまして、

順位といたしましては個人又は金融機関である旧株主というのに対しては、現在の特株数に比例して割当する。それから若し残りしましたならば、従業員に割当する。尚残りしましたらば、地方在住者と申しまして、例えば地方に工場を持つてゐるといふふうな場合には、その工場の周りの、つまり工場に親しみのある人々に分配しよう、それでも余つた場合には、一般公衆に分配しよう、こういうふうな、株主、従業員、地方在住者、一般公衆という増資新株の割当順位になつております。

それから先程申し上げましたように、株主に割当するのであります。株主が会社でございまして、御存じのように独占禁止法の規定によりまして、会社たる株主は他の会社の株主を持ってないといふことになつておられますので、会社たる株主には割当することができないわけでございます。然るに若しこれを割当てませんと、非常に内容の好い会社等でありまして増資新株の割当権といふものを、不当に、会社であるために、株主であつても割当を貰えないといふことで不公平になりますので、その場合におきましては、含み利益を何としまして享受するといふ方法を考えなければならぬといふこと、二つの方法を考えました。その一つはその増資新株が額面以上の價格で引受けが行なわれた場合には、新株を割当てられなかつた会社は、プレミアムの交付を請求することができると。それからもう一点は新株の引受権といふものを譲渡いたしました、それによつて含み利益を享受させるといふふうな方法を取るといふことにいたしました。

たわけでありまして、これは独占禁止法の規定によつて会社、それから金融機関も一定の金額以上は株が持てないといふこと、それから株主は其の好い会社を含み利益を享受しなければならぬといふことの二つの問題の調整を、そういうふうにして取りましたわけでありました。

第四番目は合併の問題でございますが、合併はこれは独占禁止法の規定で認めるといふふうな趣旨の場合だけやばり合併を認めるということとあります。

それから第五といたしまして、第二会社の問題といたしまして、第二会社は旧会社に対して、旧会社から出資を受けた資産の対償として、第二会社が株を與えて、旧会社はその株を処分する。つまり第二会社を立てたとき、旧会社は、旧会社が初め一人株主になりまして、その一人株主になつた旧会社が第二会社の株を分散して割当てて行くといふことにいたしましたわけでありました。

大体御説明を申し上げます。先次第で企業再建整備法の整備計画についての経理に関する認可基準といたしまして、すでに決定いたしましたものは、大体そういうふうな趣旨のものでございまして、申訳ございせんが、印刷が遅れましたので……、多分本日お届けができると思つております。後程お届けをいたします。

○委員長(黒田英雄君) 企業再建整備法の御質疑は後でお願いすることにいたします。丁度大藏大臣が見えておりますから、先日予備審査のため、本委員会に付託されました政府職員に対する臨時手当の支給に関する法

法律案、これにつきましてこの機会におきまして、提案の理由の説明を求めること、いたしたいと思ひます。

○國務大臣(栗栖越夫君) この度本國に提出いたしました政府職員給與に關する應急措置としての臨時手当の支給に關する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げ、各位の御審議をお願いいたします。誠に誠にこの種のものを再三お手を煩はしまして、恐れ入ります次第でございますが、職員の給與に關するものでございまして、何卒一つよろしくお願いいたしますと思ひます。

政府職員給與は月収平均千六百円を水準といたしたのでございまして、本年七月工業暫定業種別平均賃金千八百円を基礎とする新物價体系の樹立に伴ひまして、政府職員の給與水準もこれに應じて一應千八百円まで引上げるのが適當であると認め、七月以降の給與については、千八百円水準によつて補正予算を組んだ次第であります。而して新給與体系の確立に至りまして、今までは未だ時日を要しますので、それまでの應急的措置として、当分の間千六百円水準と千八百円水準との差額二百円を毎月支給するのが適當であると考へまして、先に本國会の議決を経ました法律第百十九号によつて、その七月から九月までの合計六百円を支給いたしました。十月以降も同様の措置を取りたいと思ひまして、この法律案を提出いたしました。やうな次第であります。この法律案によりまして臨時手当の支給方法といたしましては、前回の法律とは聊かその基準を改めまして、これは組合等の申出もあつて、改めたやうな次第であります。各人の

現に受けております俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時家族手当及び臨時勤務地手当の合計額千六百四十分の二百円即ち八分の一を支給することとしたのであります。この措置によりまして支給を実施いたしますため必要予算額は、概算いたしますと大體一般會計一億二千二百余万円、特別會計二億四千七百余万円、合計三億六千九百余万円でありまして、この金額は十月、十一月分については、すでに御承認を得ました一般會計補正予算第五号及び特別會計補正予算第二号に計上いたし、残りの十二月以降の分につきましては、目下御審議を願ひておりますところの一般會計補正予算第七号及び特別會計補正予算第三号に計上いたしたやうな次第であります。向この金額の外に、地方費負担による地方職員に支給せられる金額が、約九千八百余万円でございますので、この分も合計いたしました四億六千八百余万円といふものが、今日の措置によりまして、官公職員に給與せらるべき月額額と相成るわけでありまして、

本案につきましては、政府職員の最近の生活の實情をもお酌み取りを願ひまして、御審議の上、速かに御決定あらんことを希望いたします次第でございます。

○委員長(黒田英雄君) これにつきまして御質問があらますれば、この場合お願いしたいと思ひます。

○中西功君 これに直接に關聯はないですが、最近の中労委の裁定に対する政府側の最近の経緯について、大蔵大臣より少し報告して頂きたいと思ひます。

○國務大臣(栗栖越夫君) その点につ

きましては、只今までも労働関係の懇談会をいたしておつたのでありまして、まだはつきりした結論を得ないものであります。一面におきましては、この中労委へ提出しておられますところの、いわゆる赤字といふものについて検討をいたしましておるのであります。安当であるか、計算はどういうやうになつておるか、材料はどういうやうになつておるかといふことに検討をいたしたのであります。この検討も速からずはつきりして來ると思ひるのであります。

それから尙他面におきましては、國庫の財源及び他に六・三制とか、公共事業費、その中でも災害対策、早害対策等の重要な問題も残つておりますので、そういうやうなことの緊急を要する支出の点と、それからそれに振り向ける財源といふやうな点につきまして、今検討をしておるやうな次第であります。そういう次第でございます。今少しお待ちを願ひますならば、更に纏つた御報告をいたしたいと思ひております。

○委員長(黒田英雄君) ちよつと私お尋ねいたしますが、この前の時は六百円といふことだつたのですが、今度も結局二百円といふもの、結局その金額は同じことなるのですか、基準が違ふのですか。

○國務大臣(栗栖越夫君) いや同じでございます。実は前回は三月でございまして、今回は二月分を差当り出しますから、四百円と、こいうことでございまして、基準は全く同じでございます。

○委員長(黒田英雄君) この基礎とな

○國務大臣(栗栖越夫君) はあ全然同じでございます。

○委員長(黒田英雄君) それでは金融機関再建整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。これは先日質問は終了したとして御決議に相成つておるのでありますから、本日はこの討論に入りたいと思ひます。御意見のおありの方はお述べを願ひたいと思ひます。

○中西功君 この金融機関再建整備の法案に關しては、一番第一等金融機関の再建整備法、この原案に対して我々は共產黨は反対いたしました。それは主としてその整備の仕方が非常に不健全なものを残す、何よりも我々の主張として戦時公債の即時整理といふことが言われておるわけでありまして、そういうものをあの整備法は活かす、そういう一應活かす建前になつておるわけですが、これは端的な点ですが、そういう点から見ても、あの元の金融機関再建整備法案には反対したわけでありまして、更に又今議會に出されました金融機関の整理前に増資を認めるという改正案に対しても、我々はそれが單なる私的銀行の救済であるといふ意味で反対したのであります。この度のこの改正案はこれは主として未拂込資本金の徴収に關する手続でありまして、別に我々としてこれ自身に対していろいろ問題にする点は少いのであります。が、やはり今金融機関再建整備並びに企業整備その全般を通じて貫いておる一つの精神があらまします。それは結局銀行の産業に対する支配を非常に強めるという点でありまして、この未拂込資本金の徴収の手続に關しても、やはりそういう点のいわば尾を引いたものを

我々は感ずります。元々先申しましたやうに、我々は手続上の問題に対するこの改正案に対しては、固よりとやかく言いたくはないのであります。が、全体的な關聯からいたしまして、これを全面的に賛成申上げることができず、従つて私の態度としましては一應保留しておきたい。そう思うわけでありまして、

○委員長(黒田英雄君) 他に御発言はございませんか。他に御発言はないやうでありますから討論は終結いたしましたものと認めまして御異議ありませんか。

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それでは討論は終結いたしました。採決に入りたいと思ひます。金融機関再建整備法の一部を改正する法律案全部を問題といたしまして、本案に賛成の諸君の御起立を願ひたいと思ひます。

(起立者多数)

○委員長(黒田英雄君) 多数であります。よつて本案は多数を以て可決いたしました。尙本會議におきます委員長の前頭報告の内容は、多数御意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長に於いて、法案の内容、委員会におきます質疑問答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして、御承認をお願いいたします。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それから本院規則の第七十三條によりまして、委員長が議院に提出します報告書につきまして、多数意

見者の御署名をすることになつておりますから、本案を可とされましたは方順次御署名を願ひたいと思ひます。

【多数意見者署名】

○委員長(黒田英雄君) それから御署名名中でありまして、政府職員に対する臨時手当支給に関する法律案の説明があつて、質問がちよつとあつたのですが御質問はございしますならば、今給與局から参つておりますから、お願ひしたいと思ひます。

○波多野鼎君 先程の説明を聴く機会を持たなかつたのですから、さぶるかも知れませんが、ちよつと伺ひたいのですが、今度のものは十月、十一月、十二月、三ヶ月について千八百円と千六百円の差額を支給するということなんでしょうか。

○委員長(黒田英雄君) 先程の大蔵大臣の説明は、今度の分は十月、十一月分についてでありまして、十二月以降の……そうじゃない。十月、十一月分はすでに計上されておつたんですが、十二月分は今度の今提出されておる補正予算に計上してあるということであつたんですが、尙政府委員ではありませんが、給與局の阪田第一課長が見えておられますから、説明して貰ふことに御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。それで阪田説明員に……。

○説明員(阪田泰二君) 前同御提出いたしました御決議を経ました法律案は、七月、八月、九月、この三ヶ月分につきましての二百円の差額を、合計六百円に相成りますが、これを纏めて支給いたしましたのであります。それで今同の法律案はその以後の、十月以降の

分にきつまして、やはり毎月千八百円と千六百円の間に二百円の差額があるもので、これを支給したそう、こういう法律案でございまして、差額の二百円の十月、十一月分はすでにもう経過しておりますので、この法律が通りまして支給することになりますれば、合計四百円分というものはこの際一時に支給されるということになります。それから十二月以降につきましては、毎月二百円ずつ出し得る、こういう形になるわけでございます。それで予算の方の關係につきましては、十月、十一月分につきましては先般御決議を経ました補正予算に計上されておつたまま、十二月以降の分につきましては、現在この國會に掛つております補正予算の方に計上されておる、こういう形になつております。

午前十一時五十七分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(黒田英雄君) それでは午前中に引続きまして委員會を開会いたします。所得税法の一部を改正する法律案、非戦災者特別税法、昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案、それから印刷紙等増取縮法案、この四法案を議題にいたしました。御審議を願ひたいと思ひます。提案の理由は先日説明があつたのでありますから、どうぞ御質問のおありの方は御質問願ひます。

山田佐一君 この非戦災者家屋税の中に、特に私の質問いたしたいと思ひま

するのには、愛知縣の昭和十九年の年末に起きた震災であります、及び二十年の初期に起きた震災の、この家屋に對しましては、調査時期においては殆んどなかつた工場もあるでしようし、或いは傾いておつたものもあると思ひますが、それに対しては戦災者同様に取扱ひになりますか、いかがでしようか。その辺のところを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) 愛知縣の震災は戦時中でありまして、調査時期前でありまして、従つて非戦災家屋税につきましては、終戦の昭和二十年八月十六日現在の現狀によつて賃賃価格を修正いたしました、それによつて課税するということになりますので、家が傷んでおるといふような点は修正することになります。

御承知のように賃賃価格は昭和十五年現在で調べたものであります。その後の、只今お話のような場合におきましては、賃賃価格を修正して課税する。それからこの調査時期後に丁度南海の震災といふようなにつきました。その損害の割合によつて「軽減又は免除することができ」という規定がございします。それは三十五條、三十六條であります。「調査時期後災害に因り非戦災家屋税を課すべき家屋が滅失又は損壊したとき」という場合には「軽減又は免除することができ」といふのが三十五條、三十六條にありまして、それが愛知縣のような場合であります。第八條の第二項に該當するわけでありまして「調査時期前に損壊した家屋につき調査時期において当該損壊に係る賃賃価格の修正がなされてい

なかつた場合には、調査時期の現況

によつて賃賃価格を定める。それから非戦災家屋税につきましては、やはり十一條の第二項に該當するのであります。

○山田佐一君 その申告時期はいつまででありますか、今度これに對しましても、賃賃価格の修正を、これは以前にあつたと思ひますが、その時には意

づつおつて、今度申告してもその取扱ひをして貰えますか、いかがですか。

○政府委員(前尾繁三郎君) この申告は御承知のように來年の一月末であります。それまでにその申告にそういうことをお書き願つた場合には、實際申しますと税務署の方で先にやるべきなのであります。手が廻らないような場合であります、その後修正をすることになります。

○波多野鼎君 非戦災家屋税の問題ですが、大体あの租税なんかは緊急止むを得ない税収を爲るために作るのだと思ひますが、反對の意見が非常に多い。公述人の話を聴いておつても、反對の意見が相當出ておるのです。私自身初めからあれはどうも好ましくない租税だと思つておるのですが、その最も大きな理由は、戦災に遭わなかつた家屋の所有が現在租税力があるとは限らない。道の方面から言つて、戦災に遭つても、例へば戦災に遭つて家屋が滅失した人でも、その後相當の閑取引をやつて、租税が非常に減つておるといふ人も他方にはあるといふこと、特に農村方面におきまして地主的な人たちが土地を非常に安い價格で買上げられてしまひ、屋敷だけが残つておるといつたような人に、又非戦災家屋税といふものの重圧を課しますと大變氣の毒なことになるといふ氣もい

たしますし、いろ／＼の意味で租税力のないところに税金が掛かる懸念が非常に多いといふ点から、何とか余程考慮してあの税は作らなければならんと思ひます。むしろ私はこんなこともあると思ひますが、非戦災家屋税なんといふやうな方よりも、むしろ終戦後家屋その他の建築物を建造した人に對して、家屋新築税といつたようなものを課することの方が、大体租税力に應じた租税負担といふものを課するに都合のいいやうな方じゃないかと思ひます。が、そんなふうにお考えを要えられ

意思はないですか。

○政府委員(前尾繁三郎君) 非戦災者特別税は御指摘のように積極的な租税力を持たないといふことが欠点であることは我々十分知つておるのであります。併しながら現在おる戦災者を何んらかの方法によつて救済するといふ、積極的なそつと行くのが本筋であるかも知れませんが、現状におきましては特に戦災者の救済といふことも行ひ得ないのであります。で最近におきまして、まず、物價の昇騰から考えまして、焼けたものと焼けないものと違ひは非常に目立つて來ておるのであります。割合にこの税に反對者が多いといふのは、戦災者には非常にこれはアツピイルしておる税であります。非戦災者の数が非常に多いわけでありまして、可なり非難は蒙つておる次第であります。併し昨年の戦時補償特別税といふやうなものを考えまして、戦災者が焼けて保險金を貰つた。その保險金が五万円打切られてしまつて、これ亦非常に積極的な租税力を抑えたものでないものであります。戦時補償特別税をやつたその裏には、や

はりこういう非戦災者特別税というよりなものをやらなければ、実際問題として、國民感情から考えましてもしつくりしないという声が強いのでありまう。社会党の政策の中にも、やはりこういふふうな非戦災者に対して犠牲を責めさせるということも考えられておるやうな次第でありまして、現在においてはおる次第であります。併し御指摘のやうにこれは余り高い税金であります、積極的な租税力を持つておられますので、我々としては賃賃価格の三倍、又非戦災者税につきましては三倍、三倍という税率をやつておる次第であります。これは財産税との二重課税というやうなことも考えますと、何れにしましても財産税の最高税率は九〇％でありますので、後に一〇％しか取る余裕がないわけでありまして、従いまして賃賃価格の三倍程度であります、その財産価格の割には該當しないくらいのものでありますので、別に特に過重だといふやうに考えないのであります。又賃賃価格そのまゝを取つておりますのは、まあ農村と都市とで申しますと、賃賃価格は農村に可なり有利にできておる次第でありますので、農村におきましてはこの税額は三倍、三倍で参りますと、結局自家用の家屋でありますと六倍になります、賃賃価格自身が非常に低いのであります、して百円という賃賃価格の家なら、恐らく農村では立派な家だと思つておられます。従いましてその六倍にいたしましても六百円、まあ恐らく千円以上かかるという人は、地方では非常に少ないのじやないかといふやうに考へておるのであります。従いまして特にこの

税が苛酷な税だといふやうには考へておりません。又總額にしましては六十五億、本年度内の収入が十五億といふやうな見込をいたしておるのであります、現在六十五億の税源といふものは、特に他に見出すといふことには非常に困難と申しますより、全く他に財源がないといふやうに考えられるわけでありまして、尙新築した家屋の方に課税した方がいじやないかという御説であります。併し新築した家屋が、最近において結局自分の儲けによつて建てたといふ場合であります、当然所得税の課税を受けるわけでありまして、常に申しておりますやうに、所得税の調査といふ場合には、財産税の申告の財産に或いは入つていないものであります、結局その後の所得によつて生じたものだといふ考へ方で、調査いたしておりますので、それが新築の家屋を自分の儲けによつて造つておるといふやうな場合には、増加所得税或いは本年の所得税等によつて、捕捉されて、相當高い税率の所得税が掛つて参ります。その点は十分課税の対象、まあ直接の対象ではありませんが、間接の対象になつておるのであります。それで又私は十分だといふやうに考へておる次第であります。

〇波多野君 今の御説明で大体了承いたしました、この非戦災家屋税、非戦災者税の申告を一月末にしておいて、年度末までにどれくらい納税されるかという見通しでありますか、この点について……

〇政府委員(前尾三郎君) 非戦災特別税は申告納税にいたしておる次第であります。従いまして一月末に申告すると同時に税金を納めて頂くといふことに相成つております。実際問題としては、農林等におきましては役場等取纏めて賃賃価格もすぐわかるものでありますから申告用紙を配付いたしまして、それで纏めて申告して貰ひ、税金を納めて頂くといふやうな方法を取れば、申告期限内に大体地方では取り得ることと思つておる次第であります。郡会地ではさういふやうなことも困難であります、財産税等を納められたやうな方ですと賃賃価格はすでにお調べになつておられることでありまして、まあこれから大いに宣傳をいたしまして、申告期限までに相當納税して頂くつもりであります、さう入らないやうな場合にいたしまして、これはさうむずかしい税金ではありませう。賃賃価格を調べれば、その三倍といふので直ちに税金が算出出来ますので、税務署員は納税されていらないやうなことを調べて廻れば、大体納まるのじやないかといふやうに考へておられます。従いまして總額では七十三億であります、大体本年度内には六十五億が入るといふ見込みを立てておる次第であります。

〇山田一君 私も波多野さんの御議論に賛成であります。非戦災家屋税及び非戦災者税をお取りになることに對しましては、國民の感情の止から行きますと、何でも表面に現れておるものは結局どこまでも取られてしまうのだ、この觀念が非常に強いと思ひます。従つて今日インフレの根源であるところの預金を政府がお勧めになり、ましても、銀行へ出す金が表面に出るといつか又取られてしまうといふやうな工合で、金も家も懸して置く、銀行へ出すと損だ、これと同じやうに家があとと結局財産税で取つた後でも、亦戦災者から見るといふからこれに課税するんだ、結局表に出てるものはみんな政府に取られてしまふのだ、結局我が國も赤に染まるのじやないか、いふやうな觀念を起させるといふことは、私は六十五億の財源が入るよりまだ一方に大きな損失があるのじやないか、而しても一つ私實際に思ひます上に、戦災者や戦災を受けた人々、本當にそれだけの差額があるかどうかといふ問題であります、今日東京におけるビルディングを見て、一方に戦災を受けたビルを見れば、一方にビルを修繕したビルを見て今日貸付けますと、戦災を受けたビルは貸付けますと、私はビルの所有者はその方か収入が餘計になると思ひます。修繕費くらいは、ビルを貸しますと權利金によつて焼けたビルの修繕費は當然上るものであります。而して賃賃料は従前の賃賃料の幾層倍といふものが取れる、戦災を免れたビルの所有者といふものは、今日の家屋税を拂うにも波々としておる、或いはこれに保険料、家屋税等を見積りしたならば、ビルディングを持つておる人も、財産であるのか、借金であるのかわからんやうな、私は形勢じやないかと思ひます。而も今例上げましたところで、以前の二倍半より賃賃料を上げることができないのでありますから、實情に向いますと、ビルディングを持つておる人は、戦災者よりも非戦災者の方が却つて財産上には欠損である。而してこの者の守退を要求いたしますと、殆んど建築費以上のような立退料を請求せられるのでありますから、私はただ抽象的に非戦災者だからいいじやない

か、戦災を受けた者はさうじやないかといふことは、非常に議論があると思ひます。これは止められれば一層のこゝと止めた方が結構だと思ひます。

〇政府委員(前尾三郎君) 焼けた者と焼けない者の違ひはさうないといふことは、これはまあ一つの見方でございませう、我々實際問題として、結局非戦災家屋税と非戦災者税との間に違ひがあるにいたしまして、焼けた家屋が、若し賣るといふことになるやうな値段で賣れるわけでありまして、又實際賣つた人もあるわけでありまして、又法人にいたしまして、記載價格から見ますと相當な含みを持つておるといふことになると思ひます。これは實際は動産を対象として課税しておるわけでありまして、焼けた者と焼けない者、これは洋服一着賣つたにいたしまして、焼けた者は相當の犠牲を拂つておるわけでありまして、一枚の洋服が焼けた残りまして、現在の非戦災者特別税程度の税金の違ひは十分あるといふやうに考へておる次第であります。焼けたビルはその後修繕もして、又それによつて賃賃料を改訂して高く貸付けておるといふお説がありますが、これはやはり所得税で捕捉すべきもの、或いは法人税で捕捉すべきものであります。要するに焼けた者、焼けた者といふことだけを考へますと、やはり焼けた方がいいのであります、焼けた人ですの後修繕費を出すといふことも一つの犠牲であります、その後、又高い賃賃料で貸しておるといふことになりまして、法人税なり所得税の可なり重い税金が掛けられる、それと向々相俟つて行く

べきものと考えるのであります。戦災被害者と非戦災者とは、飽くまでその焼け残つたという事実に、消極的ではあります。が、担税力を認めて課税をしようというのでありますから、その点は、その税の性質を判然とお考え願いましたなら御了承が願えるのじやないかというふうに考えます。

○山田佐二君 只今の私説で、焼けた者から見ればいいじやないか、洋服一着残つておつてもいいじやないか、この理論がやはり私は全部ない者を対象としておる、いわゆる赤い思想に通ずるのである、私はその意味において、ある者は幾ら出しても、ない者から見ればいいじやないか、それを全部納税せよということとは、私は今日の時代からいつて大に恐るべき思想じやないかと思うのであります。又只今のビルディングの話でありますが、修繕費が何とかといひますと計算が面倒でありまするが、いわゆる焼けたビルと満員で詰つておるビルとどちらが今日賣買價值があるかといひますと、私は焼けたビルの方が高く賣れるのじやないか、場所によりますと……。その意味において強ち非難災者だから税金を取つていいじやないか、ない人から見ればいいじやないか。ない人から見ればある者は皆納めればいいじやないかといふことは、私は共產思想と同じじやないかと思ひます。もう少し反省して頂きたいと思ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) 決して我々赤い思想というような考え方はございませぬ。昨年の戦時補償を打ち切りましたあれと關聯した一つの施策であると考えておる次第であります。当然あれと一緒に或いは出すべきもので

あつたかも知れません。併しとにかく焼けて保険金を貰つて、而もその保険金が内金であつたという半面においては、焼けなかつた人も或る程度の犠牲をして頂くという意味合で考えておるので、決してない者を標準として、皆ない者に近付けようという考え方ではございません。その点はお含みを願ひます。

○ 深川タマエ君　私は二度までも芯まで焼かれましたが、苦い経験を元にして考えますと、この終戦以來の悪性インフレーションとも思ひ合せますとき、焼かれました者と、焼かれなかつた者との差が、非常に大きいことに思ひ及びますので、戦災者と非戦災者の不均衡を是正する意味で、非戦災者に特別税金をお掛けになりますこの法案には、両手を挙げて賛成するのでありますが、この方法でございます。貨幣でお取りになるようになっておりますけれども、それもいいことでございましょうけれども、私は今日の現状におきまして、管轄貿易の建前、非常に纖維製品が拂底いたしておりまして、今年も戦前の一割五分の配給の予定しかございせん。別の機会にちよつとお尋ねいたしましたことがあつたと存じますけれども、これは特に非戦災者特別税法が組上につておりますので、他の委員の方の御批判を仰ぎたいために、重ねて述べるのでございしますが、こういうふうな纖維製品が非常に拂底しておりますけれども古着は出ておりますけれども、膨大な値段で、然も手が回きません。そういう点で、私は焼けなかつた人にむして衣服の現物を出させたらどうかと思ひますけれども、とにかく各人の年齢と、生活の程度に應じて、平素着て

いるようなものを標準におきまして、一人は給一枚、目方でも結構でありまして、そういう方法で、五人以上の家庭には蒲團一枚と、こゝう形にでもさせてこれを焼けた人に配給して貰いたいと思います。それからもう一つは、焼けなかつた家でございますが、これを税金で取るのではございませぬけれども、この法案の中に

は、寺院とそれから神社が租税の対象から除外されておりますが、これは宗教的な意味がありまして、莊嚴神聖な雰囲気を保つて置かなければならないのであります。今日の日本の現状から考えてみますと、これは或る意味においては普及であつて本當の衆生済度の意味にならないので、一方には住宅がなくて、命に別状のある人もあるので、青蠡を敷いて遊ばせてもいけないでしょうけれども、まあとにかく融通性のある寺院などは、この際少し戦災者のために開放して、共同宿所にして頂いて、お坊さんがお説教する場所がなかつたら、蠟染の衣を着て、街頭に出て、街頭演説をして貰つて、そうして日本経済復興の機には、お寺は綺麗にして、立派なお寺を復興してお返しするように、臨機應変の処置を取つて貰いたいと思ひます。寺院の外に料理飲食店業、貸座敷になつておる家と、もう一つは聯合軍によつて接收されておる元の工場、あひうものをもつと強ちに戦災者の住宅に提供して頂くようにお骨折を願ひたいと思ひます。厚生省の管轄だそうでありまして、主税局の方でも何とかお決めを願ひたいと思ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) 繊維品等て物納させるといふことは、現在の租

税制度から考えますと、税という形式では困難でございます。殊に賃貸價格を課税標準として簡単に調査をするというところで初めてやり得るのであります。一々各人の家庭の動産が、どういふような動産があるかといううなことを調べるということも困難であります。又その中で何を出させるかということも非常に困難でありまして、税

という形式ではこれは恐らくやり得ない問題だと考えるのであります。併し戦時中の供出のように、いくら／＼半強制的と申しますか、任意を強迫として強制するというような別個のやり方であるということについては、或いは考え得る問題ではないかというふうに考えるのであります。税の形でやるというわけには行かないのであります。又寺院等につきましては、宗教法人に對して非被災者特別税につきましては、これを課税標準から除外するという行き方をいたしております。これは宗教精神に對する性質から考へて当然なすべき措置であります。併しその寺院を開放してどういうふうに使ふかというふうなことににつきましては、税ではなしに外の形で、若しそれが必要であれば取らるべき措置であるというふうに考えるので、お説のように厚生省所管で、何らかの形式でそういうことをやるといふことになれば、法律を以て規定することはできるのであります。けれどもこれは今のところ税という形ではそれも考え得られない問題でありますので、私としてはただその点だけをお答え申上げたいと思ひます。

○波多野鼎君 先程から話をいろいろ聞いておりますと、この非被災者家屋税と申しますか、非被災者家屋税は、

焼けた家と焼けない家との犠牲のバランスを取るということが中心のようであります。考え方としては当局に於ても亦焼けなかつた家の所有者が、特別に大きな租税負担能力を持つておるとも認めておらないようであります。ただマイカスの均衡を図ろうということに重点があるようであります。そういいたしますと、この非被災者家屋税は目

的税として立てるならば意味があるわけでありませう。つまり非戦災者家屋税で取上げた税金で以て、戦災者の家屋の供給をやる。そういう方面にのみ専ら使うのだということにすれば、まあ意味が出て来ると思うのであります。が、当局はどう考えておられますか。

○政府委員(前尾繁三郎君) 実を申し上げますと、我々は最初目的税にした方がいいのじやないかという意味で考えておつたのであります。が、併し結局におきまして、賠償撤去費、並びに緊急土木費というような負担と國庫してこれらを考へておるものであります。特にそれに限つてその方面に關聯を持たせる目的税という形は、この際適當でありませぬので、考へ方としてはそういう考へ方をいたしておりますが、目的税といふのはつきりした形式は取らなかつた次第であります。

○波多野鼎君 私はあなたの議論を聞いておると、どうしても目的税にしなければ筋が通らないように思ふのです。が、目的税においてなら賛成ができると思うが、もう一度考慮して貰いたいと思ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) 我々は一審最初賠償撤去費と結び附いて目的税にする目的で考へておつたのであります。が、賠償撤去費並びに緊急土木費と



だ表面に出ておるものだけでいいのじやないか、又家もない人から見れば、いいじやないか、こういう御議論から行けばこれは別であります。とにかく持つておる者は幾らかでもあるのですから、担税力があるといえればそれはあるのですありますが、それで私は赤に逼ずる氣分がするのであります。ただ借りておる者と貸しておる者というだけの觀念で行きますると、実情は借りておる者の方が収入も多いし生活も樂だと思ふのでありますから、もう一應どうか実情をよく調査して頂きたい。こう思うのであります。

○政府委員(前尾繁三郎君) 借りておる者と貸しておる者との關係は、要するに借りておるといふだけの事實によつて收入があり、租税力があるといふわけでは私はないと思うのであります。結局借りておる人がそれを利用して、それに対して何らかの所得を受けておるといふことになれば、これは所得税で当然課税さるべきものであります。又先程の又貸しして、その中で所得を取つたといふことになれば、当然これは所得税で課税して行くべき筈合のものだといふふうに考えるのであります。ただ非職業者特別税は要するに焼け残つたといふ事實に對しまして、そこに租税力を認めて課税するといふので、その点は只今のお話のようなことは、所得税で捕捉して行くべき問題で、筋道が違ふのではないかと、いふふうに考える次第であります。

○山田佐一君 所得税を取るといふことは一應の御議論でありまして、なかなか又貸しのもので税務署で調査してこれに所得税を課するといふことは、私は實際においてはできないことだと

思うのであります。かくのごとき七十億や六十億のものですから、今日の時代から見れば外に財源を探索はいくらでもなんじやないかと思う、問題の多い税金は今少し帳面に調査した上で御実施になつてはどうか、いかにもどうも外に出ておるものだから皆取られるんだという觀念が、これは私は恐るべき觀念があるんだと思う。今日のインフレの時代において、税金の六十五億や七十億のものは、煙草を上げただけで何百億の収入があります、煙草は嗜好品で、皆ぶかく煙にするだけで、あれだけ上げてもそれだけの収入があるのでありますから、思想の上にもいかがかと思うようなわけですが、又税金は惟かに七十億や六十五億の税金を取るといふことはどうだろうか、又先刻波多野さんのおつしやるように、あるいは焼けた者と焼けん者との差がある

ならば、焼けた人、職災者に對しては無税で家を造つて、貸して行くといふ正合にして行つたらいんじやないか、ただ残つておる者は、焼けた者から見れば、お前さんは幸福だから出しないといふその理念において、私は非常に不満があるのであります。数字で行けば、七十億だ六十億だといへば、多いようですけれども、今日の突情から行けば、決してそう多額な税じやないと思うのでありますから、もう少し國民の納得の行くような税金と振り替えて行きたいといふ思うのであります。

○政府委員(前尾繁三郎君) 只今のお説のような議論もありますが、一面におきましては焼け残つたことで、焼けた者はひどい目に遭つておる、焼け残つた人から應分の犠牲を負担して貰い

たいという声が相当強いのであります。ただまあ人数からいたしますと、焼けた人の方が非常に少ないのであります。が、一般的には相当大衆からも、先程澤川委員のお説のように、非難災者に相当犠牲の負担を課じていいのではないかというような声が強いのです。ただ先程来申上げておりますように、まあ消極的な所得税力でありますので、これで大きな収入を得る程の課税ができないというような実情から考えまして、まあ六十五億という。これは總額においては七十二億であります。が、大体實質價格の三倍々々というような程度であれば、この際負担して頂いても、國內的に感情の融和というような面から考えましても、適當でなからうかというふうに考えておる次第でございます。その点は御了承願いたいと思います。

○山田佐一君 もう一つ承つて見たいと思ひますのは、今度の財産税に對して、物納を申請したものの、物納の家屋から土地まで入りますが、土地に今度關係ありませんから、家屋税だけを……私共の方の突情から見ますというと、ただ物納には借家をば物納されたものが多いのであります。ところが税務当局は金で納めよというので、なか／＼税務署で取つてくれないのであります。いかに借家を持てる者が苦んでおるかというその突情でも分ると思ひます。現在においてすらも借家は物納したいというときに、尙この上に残つた家屋だけで税金を取られるということは、非常に苦痛だと思います。お分りになりましたら物納の總金額を承わりたいと思ひます。

○政府委員(前尾繁三郎君) 財産税の

物納の建物の税額は二十億円であります。それから只今お話の貸家になるべく取らないようにというような抑制をしておることは我々は指示はいたしてないのであります。他に適當な財産があれば勿論できるだけ建物等を取りますことは後の管理処分ということとは困難でありますので、これは決して好ましく考えておりませんが、併し我々としてこれを建物は成るべくやめろというような指示は絶対にいたしてないのであります。若しそういうような事実がありますれば我々の方から話してもいいと思つておる次第であります。むしろ納税者の方で現金に換えて納めた方がいいという方が多いので、割合に建物の物納の申請される方が少なかつたというのが實際の事情じやないかと思ひます。

○山田佐一君 私の見るところが違ふ

ので、上において、本省において好ましくない指示はせんが、好ましくないというだけでもう出先官憲に十分に響いておると思うのであります。私は實際において今日家が焼けずに残つたというだけで、こういう課税をどん／＼やられるということは、持てる人の非常な苦痛だと思ふのであります。今少し御考慮が願いたいと思います。

○委員長(黒田英雄君) 非戦災者特別税のことでありますが、戦災に遭わなかつたものは租税力があるから取れるというお考えだろうと思ふのであります。が、戦災に遭わなかつたものはすでに財産税において、家屋は相当重い税を掛けられておるのであります。それを納税するためにはいろいろの不動産を物納したのも、建物物を物納したのもあります。又物納が割合に

少ないというお話ですが、或いはそれを賣ろうというような意味で以て、借金でもして納めるというふうにするとか、或いは現金のあるものは、預金等の現金のあるものは、これには先ず第一に税を取り上げて、これらを以て納めさせるという方法を取つたのでありますから、震災に遭わなかつたものは財産税というものを納めたならば、殆んどもう後に残るところのものは、残れば不動産で借金して納めて残つておるといふものは、殆んど力がないといふものも多いと思うのであります。却つて戦災者の方においては財産税を掛けられなかつたのでありますから、その後において得たところの所得といふものは全部純粹の所得であります。財産税を納めたもののその後の所得といふものは、勿論貯蓄の余裕は今日の状態においては普通はないといふ現状に

あるのでありますから、担税能力というものとは殆んど財産税に取られて、後に残るものはないといふようなことが、實際の現状ではないかと思つのであります。若しあるとすればそれは税の掛らないようなもので、闇の所得をしておるとか、というようなものはこれは特別であります。その点については、戦災者においても同様であるのみならず、戦災者は財産税を納めなかつたものは、その後の所得といふものは全部が完全に所得になる。勿論その中貯蓄の余裕のない人は多数あります。大部分ないでしようがその点は同じになつてくるのであるように思ふんですが、今度非戦災者に対して更に税を掛ける、たとえそれが賃賃價格の三倍であつてもそこに担税力があるといふことは、財産税のときにそれだけ残して

おいたというふうに政府は考えられて、それを更に政府は取るという意思であります。或いは新たに担保力が殖えたり、できたというふうに見られるのであります。第一にそれを伺いたい。私お尋ねしたいことが沢山あるんですが、皆さんの御質問を待つて、最後に尋ねるんですけれども、それだけをちよつと……

○委員長(黒田英雄君) 私まだ尋ねたいことがありますが、後の機会に……

○委員長(黒田英雄君) どうですか。この程度にして今度又……、関係しますか、今の……

○委員長(黒田英雄君) その方は戦災復興院がやっておりますので、私の方では只今のことは分つております。ただ想像し得られるところは、政府がおりますので買わないといった方が有利であることは勿論事実であります。恐らくどうも……これが競争にでもするということになれば買入人も相当あるのじゃないかと思ひますが、政府としては恐らくそういふこともできないだろうという予想になります。不買同盟とか何となく起つておる……

てしもうても僅かに十萬か二十萬かの家ならそれは予定通りに行きますけれども、何百萬円ということになる、と、税務署の見えておるところよりも、賣るとなると安くつてしまひます。そうして見ると、どうしても延納にして賣うより仕方がない。そうすると延納は一年というふうに聞いておられますが、十萬とか二十萬というふうな百萬円以下位のものなら一年でもできますが、四百萬、五百萬という錢は一年では到底拂うことはできません。私のような人も一人ではあるまいと思ふ。そうすると十萬とか五十萬とか、百萬円以下の延納は一年なら一年として、又何百萬円にもなるものは何年とするかというふうなことはお考え下さることはできません。……

○政府委員(前尾繁三郎君) 我々は勿論この戦災後に、家屋を持つてゐる人が担保力が殖えておるといふ意味で考へておるのではありません。焼け残つたといふことで、すでにその人はまあ焼けた人から考へれば、犠牲を負担して頂くべきだといふことでございまして、まあ焼けた人がその後には儲けておるといふことは、これは飽くまで所得税で行くべきものであり、所得税も非常な高率課税をいたしておるのであります。特にその後、家を建てたという場合には、その家は金を借りて建てたのであればいいのですが、そうでなしに儲けて家を建てたという場合に、当然所得税で取られるのであります。飽くまで非戦災者特別税としては課税するのであります。従ひまして財産税を二重課税といふような考えも起るわけでありましたので、結局最高税率九〇%を受けた人でありまして、後に残つておるのは価格の一〇%しかないというふうなことに相成ります。……

○委員長(黒田英雄君) 私まだ尋ねたいことがありますが、後の機会に……

○委員長(黒田英雄君) どうですか。この程度にして今度又……、関係しますか、今の……

○委員長(黒田英雄君) その方は戦災復興院がやっておりますので、私の方では只今のことは分つております。ただ想像し得られるところは、政府がおりますので買わないといった方が有利であることは勿論事実であります。恐らくどうも……これが競争にでもするということになれば買入人も相当あるのじゃないかと思ひますが、政府としては恐らくそういふこともできないだろうという予想になります。不買同盟とか何となく起つておる……

てしもうても僅かに十萬か二十萬かの家ならそれは予定通りに行きますけれども、何百萬円ということになる、と、税務署の見えておるところよりも、賣るとなると安くつてしまひます。そうして見ると、どうしても延納にして賣うより仕方がない。そうすると延納は一年というふうに聞いておられますが、十萬とか二十萬というふうな百萬円以下位のものなら一年でもできますが、四百萬、五百萬という錢は一年では到底拂うことはできません。私のような人も一人ではあるまいと思ふ。そうすると十萬とか五十萬とか、百萬円以下の延納は一年なら一年として、又何百萬円にもなるものは何年とするかというふうなことはお考え下さることはできません。……

○政府委員(前尾繁三郎君) 我々は勿論この戦災後に、家屋を持つてゐる人が担保力が殖えておるといふ意味で考へておるのではありません。焼け残つたといふことで、すでにその人はまあ焼けた人から考へれば、犠牲を負担して頂くべきだといふことでございまして、まあ焼けた人がその後には儲けておるといふことは、これは飽くまで所得税で行くべきものであり、所得税も非常な高率課税をいたしておるのであります。特にその後、家を建てたという場合には、その家は金を借りて建てたのであればいいのですが、そうでなしに儲けて家を建てたという場合に、当然所得税で取られるのであります。飽くまで非戦災者特別税としては課税するのであります。従ひまして財産税を二重課税といふような考えも起るわけでありましたので、結局最高税率九〇%を受けた人でありまして、後に残つておるのは価格の一〇%しかないというふうなことに相成ります。……

○委員長(黒田英雄君) 私まだ尋ねたいことがありますが、後の機会に……

○委員長(黒田英雄君) どうですか。この程度にして今度又……、関係しますか、今の……

○委員長(黒田英雄君) その方は戦災復興院がやっておりますので、私の方では只今のことは分つております。ただ想像し得られるところは、政府がおりますので買わないといった方が有利であることは勿論事実であります。恐らくどうも……これが競争にでもするということになれば買入人も相当あるのじゃないかと思ひますが、政府としては恐らくそういふこともできないだろうという予想になります。不買同盟とか何となく起つておる……

てしもうても僅かに十萬か二十萬かの家ならそれは予定通りに行きますけれども、何百萬円ということになる、と、税務署の見えておるところよりも、賣るとなると安くつてしまひます。そうして見ると、どうしても延納にして賣うより仕方がない。そうすると延納は一年というふうに聞いておられますが、十萬とか二十萬というふうな百萬円以下位のものなら一年でもできますが、四百萬、五百萬という錢は一年では到底拂うことはできません。私のような人も一人ではあるまいと思ふ。そうすると十萬とか五十萬とか、百萬円以下の延納は一年なら一年として、又何百萬円にもなるものは何年とするかというふうなことはお考え下さることはできません。……

○政府委員(前尾繁三郎君) 我々は勿論この戦災後に、家屋を持つてゐる人が担保力が殖えておるといふ意味で考へておるのではありません。焼け残つたといふことで、すでにその人はまあ焼けた人から考へれば、犠牲を負担して頂くべきだといふことでございまして、まあ焼けた人がその後には儲けておるといふことは、これは飽くまで所得税で行くべきものであり、所得税も非常な高率課税をいたしておるのであります。特にその後、家を建てたという場合には、その家は金を借りて建てたのであればいいのですが、そうでなしに儲けて家を建てたという場合に、当然所得税で取られるのであります。飽くまで非戦災者特別税としては課税するのであります。従ひまして財産税を二重課税といふような考えも起るわけでありましたので、結局最高税率九〇%を受けた人でありまして、後に残つておるのは価格の一〇%しかないというふうなことに相成ります。……

○委員長(黒田英雄君) 私まだ尋ねたいことがありますが、後の機会に……

○委員長(黒田英雄君) どうですか。この程度にして今度又……、関係しますか、今の……

○委員長(黒田英雄君) その方は戦災復興院がやっておりますので、私の方では只今のことは分つております。ただ想像し得られるところは、政府がおりますので買わないといった方が有利であることは勿論事実であります。恐らくどうも……これが競争にでもするということになれば買入人も相当あるのじゃないかと思ひますが、政府としては恐らくそういふこともできないだろうという予想になります。不買同盟とか何となく起つておる……

てしもうても僅かに十萬か二十萬かの家ならそれは予定通りに行きますけれども、何百萬円ということになる、と、税務署の見えておるところよりも、賣るとなると安くつてしまひます。そうして見ると、どうしても延納にして賣うより仕方がない。そうすると延納は一年というふうに聞いておられますが、十萬とか二十萬というふうな百萬円以下位のものなら一年でもできますが、四百萬、五百萬という錢は一年では到底拂うことはできません。私のような人も一人ではあるまいと思ふ。そうすると十萬とか五十萬とか、百萬円以下の延納は一年なら一年として、又何百萬円にもなるものは何年とするかというふうなことはお考え下さることはできません。……

○政府委員(前尾繁三郎君) 只今の話は財産税の税額であると考えますが、今回の非戦災者特別税は、その中の家屋がどの位であるか分りませんが、それと比較いたしますと、極く僅かな税金であります。まあ恐らく百万円以上という方は殆んどないので、まあ数十万という程度の方が、極く僅かにあるという程度だらうと考えるのであります。ただ延納が一年というよりは確かにきつとも考えられるのであります。財産税であります。二年の延納を認めておる。今回は金額も非常に少額でありますので、又こういう経済の変動が激しい時には極何といつても税金は早く徴収しなければ実際の用に足りないというような実情にありますので、できるだけ早く納めて貰う。それで止むを得ない場合に一年という事に限っております。併し一年たつてどういふふうな経済事情になりますか、その時は又その時として、当然そこであるべきことを考えるべき問題があると思つてあります。例えばその際にどうしても納められないという実情にあつた場合には、或いは金融の途を開くとか、或いは又その時の事態によつて税法の改正をやるという問題もありません。ただ、只今申しましたように、経済の変動の非常に激しい時に、最初から相当長年の延納を認めて置くということは、却つて実情に適しないような場合が起りますので、そういう意味からいたしまして、金額も非常に少額でありますことを合せ考えまして一年ということにいたしました次第であります。

○委員長(黒田英雄君) それでは本日はこの程度で散会いたします。午後三時十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君  
理事 波田野 鼎君  
委員 下條 恭兵君  
椎井 康雄君  
玉屋 喜重君  
山田 佐一君  
木内 四郎君  
深川 マエ君  
星 一君  
赤澤 與仁君  
石川 準吉君  
九鬼 紋十郎君  
小林 米三郎君  
小宮 山常吉君  
西郷 吉之助君  
中西 功君  
川上 嘉君

國務大臣 大藏大臣 栗栖 越夫君

政府委員 大藏事務官 伊原 隆君  
(理財局長)  
大藏事務官 前尾繁三郎君  
(主税局長)

説明員 大藏事務官(給與局第二課長) 阪田 泰二君

十一月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のための一時手当の支給に関する法律案(予第一号)

北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給の

ための一時手当の支給に関する法律案

政府は、この法律施行の際現に北海道に在勤する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者(以下職員という。)に対し、越冬燃料の購入費補給のため、世帯主たる職員にあつては一人につき三千円、その他の職員にあつては一人につき千円の一時手当を支給する。

附則

この法律施行の期日は、その成立の日から五日を超えない期間内に置いて、政令でこれを定める。